

出資者の税優遇、交付金創設

地域再生法案概要

政府が二十一日召集の通常国会に提出する地域再生法案の概要が固まった。①

地域再生事業の出資者に対する税制優遇措置②補助金で建設した施設の目的外利用手続きの簡素化③地域再生交付金の創設――などが

柱となる。法案は二月上旬に閣議決定する予定だ。地域再生法案は、自治体の裁量拡大や民間資金誘導により、地域の特性を生かした再生を支援するもの。地域再生事業の出資者への優遇措置は、過疎地で運

行するバス会社や地元の特産品の販売会社などの「特定地域再生事業会社」に住民が出資した際、利益が出れば所得税を軽減し、損失が出れば三年後まで持ち越して他の株式売却益との相殺を可能にする。地域住民を地場産業の「応援団」とすることを目指している。施設の目的外使用は、全

関係省庁の承認が必要な手続きを、首相の承認だけで済むように改める。少子化で不要になった校舎などの活用などを想定している。地域再生交付金は、複数の省庁にまたがる汚水処理施設、道路、港の整備に関する補助金の一部を内閣府に一括計上し、自治体に交付する。申請手続きの簡略化と一体整備が目的だ。

施設を、首相の承認だけで済むように改める。少子化で不要になった校舎などの活用などを想定している。地域再生交付金は、複数の省庁にまたがる汚水処理施設、道路、港の整備に関する補助金の一部を内閣府